

橋本利光 提出 学位申請論文（課程博士）

『神代卷の研究』 審査要旨

論文の内容の要旨

橋本利光の提出した『神代卷の研究』は、『古事記』（略称、記）および『日本書紀』（略称、紀）に見える「神代卷」に焦点をあてて神話の生成を論じたものである。記は上・中・下三卷構成の上巻に神代卷を置き、紀は三十卷（現存）の中の卷一・卷二に神代卷を置く。記・紀相互の神代卷は、類似性を持つとともに相違性も大きい。本論文は、この両書の神代卷の神話的意義を、神話が成立する段階と、史書として成立する段階の二方面から考察することを目的としている。

本論文の構成は、三部構成を取り、「序論」の目的と方法に続いて、第I編

「四神出生章の神名」では第一章「日神」（序、『日本書紀』第五段本書、『日本書紀』第五段の一書、『日本書紀』第六段、『日本書紀』第七段、『日本書紀』第九段、神名の名義と宮廷の意図、結）、第二章「月神」（序、分注のツクヨミ、「月神」と「月弓尊」の表記、「月夜見尊」の表記、「月読尊」の表記、五穀の起源、月の神としての総称、結）、第三章「ヒルコ」（序、第五段のヒルコ、第四段のヒルコ、出現場所、ヒルコの名義、ヒルコの位置付け、結）、第四章「スサノヲ」（序、スサノヲの記載、ハヤスサノヲの伝承、カムスサノヲの神名、スサノヲ神話の形成、結）を置き、第Ⅱ編「異界の位相」では第一章「黄泉比良坂」（序、「黄泉」の原義、和語の「ヨモ」、漢語の「黄泉」、根の堅州国、「待・持」と「坂・攻・逃・迹」の校異、黄泉比良坂の意義、結）、第二章『日本書紀』の根の国」（序、根の国、底根の国、「底」の用例、根の国と底根の国の関係、根の国の意義、結）、第三章「妣の国と根の堅州国」（序、根の堅州国、葦原中国との関係、根の堅州国の名義、妣の国の記載、スサノヲの妣の国、根の堅州国の意義、

結)を置き、第Ⅲ編「日向神話の神名と形成」では、第一章「コノハナノサクヤビメ」(序、登場する神の名前、短命起源譚、宮廷の意図の一側面、結)、第二章「海幸山幸」(序、隼人と安曇氏、失われた釣針海洋型、婚姻譚、異伝について、結)、第三章「ウカヤフキアヘズ」(序、神名の由来、産屋と捨て子、「葺」の用字、結)を置き、「結論」においてこれらの研究の意義と今後の課題について述べている。

第Ⅰ編では紀記載の神話を考え、記の伝承を一つの異伝とする立場を取ること
で紀神代巻の特徴を考えるとする。第一章の「日神」については、日神、大日靈
貴、天照大神、天照大日靈尊また大日靈尊と、異なった表記の神名が記載されて
いることに注目し、これらの神名や神名が登場する伝承がどのようなものか考え、
またアマテラスが紀神代巻において第五段、第六段、第七段、第九段に登場する
が、これらの段から、神名に見られるそれぞれの神格を考え、またそこから編纂
者の意図を導き出すことを目的とする。第二章の「月神」については、月神、月

弓尊、月読尊、月夜見尊の神名が記載されており、それぞれの神名のもとに伝承が残されている。ここではツクヨミの支配する領域、それに伴う伝承、アマテラスの表記の中で、どの神名と対応しているかなどについて考察し、名義について検討し、神名とその神名がもつ伝承を考えることで、紀神話の特色を見出してゆくことを目的とする。第三章の「ヒルコ」については、紀の第五段本書、第五段第二の一書、第四段第一の一書、第四段の第十の一書と四例記載されており、本書には日神、月神、スサノヲと共に生誕する伝承が記されている。その一方、国生みの前にヒルコが生まれる伝承もある。大きく分けて二つの伝承があるが、出現位置がなぜ違うのか、第四段と第五段では共に生まれる兄弟神も異なり、また、月神の活動が語られない神であるが、神名による神格も解釈がわかれていることから、まず出現する位置について考え、続いて名義について確認し、その意味を考え、そのことの中から編纂者の意図を探ることを目的とする。第四章のスサノヲでは、現存する文献に確認できるスサノヲの性格が多面的であり、神格や名義

についても同様ではなく、素戔嗚尊の神名表記で多く登場するが、速素戔嗚尊、神素戔嗚尊、武素戔嗚尊の神名も記載されていることに注目し、カムやハヤを単なる冠語・美称ではなく、異なった神名であり、さらに「一書云」の記載によることから、別資料に基づく伝承があったものと推測し、現存の紀の伝承を通してその特徴を考え、分注において記載されている「カム」と「ハヤ」を手がかりに、紀のスサノヲの伝承と神名の意味を探ることを目的とする。

第Ⅱ編では、記・紀の異界について論じる。地名から記・紀をそれぞれ個別に考え、記・紀両書が異界をどのような立場で描いているのかを問題とする。「根の国」と「根の堅州国」は名称が異なるが、元は同じ伝承であったと推測されること、その国が両書にどのように記載され、違いが見られるのかに視点を向け、記の黄泉国・根の堅州国と紀の根の国との比較の上から明らかにする。第一章の「黄泉比良坂」では、黄泉の原義と黄泉比良坂の意義について考察する。ここには黄泉の原義と和語の「ヨモ」と「ヨミ」との関係、漢語の「黄泉」などの問題

があり、また「黄泉比良坂」という共通の出口を持つ「根の堅州国」の問題を明らかにすることを目的とする。加えて諸本の校異の検討を通して、葦原中国を中心とした異界である黄泉国と根の堅州国について、黄泉比良坂との関わりの中から考え、さらに黄泉比良坂の意義を考察した上で、記の編纂者である宮廷の編纂意図の一面を探ることを目的とする。第二章の紀の根の国では、スサノヲが最終的に向かう地として「根の国」が記載されていること、しかしこの国の様子については記されていないことから、その理由や紀の特質を探り、「底根の国」とは何か、さらに「底」の用例分析を通して編纂者の意図を探ることを目的とする。

第三章の妣の国と根の堅州国については、記に見える特徴を同じ神話素から考え、根の堅州国はスサノヲの言葉の中で妣の国と共に発せられることにより記に現れること、そこから根の堅州国が記の中でどのように表現されているのか考え、さらに葦原中国との位置関係、根の堅州国の名義について確認し、「妣」について考える。その上で編纂者の意図を探り、根の堅州国の意義を明らかにする

ことを目的とする。

第Ⅲ編では、日向神話の形成と神名について考える。記・紀の両書を共時的に考え、神話形成の特徴や神名の特質を論じ、そこにどのような物語が形作られていったのかを考察する。第一章では、コノハナノサクヤビメについて論じる。記の木花之佐久夜比賣の神話は、大きく二段に分けることが出来、一つは迺々藝能命と木花之佐久夜比賣との婚姻譚、一つは木花之佐久夜比賣が火の中で火照命・火須勢理命・火遠理命を生む出産譚である。前半部分である婚姻譚は、天皇の短命起源譚として語られ、後半部の出産譚は、八つの異伝すべてに掲載されている。一方、天皇の短命の起源が直接語られるのは、記と紀第九段第二の一書のみである。このことから天皇の短命起源譚は、宮廷の編纂意図による挿入であると推測され、むしろこれは石長比賣の物語りにより成立しているものと考えることが可能であることから、天皇の短命の起源譚は宮廷の構想が認められ、短命の起源譚における石長比賣の位置付けを行う。第二章では、海幸山幸神話の異伝の相違を

論じる。山幸である火遠理命が釣針をなくし、それを取りもどして兄の海幸に報復する話は、失われた釣針型の伝承に酷似していることで知られているが、火遠理命が海神宮を訪問して豊玉姫と婚姻を結ぶ話は、浦島伝説と本源を同一とするものとも考えられている。宮廷神話という側面以外に、隼人に関わる構成要素と阿曇氏に関わる構成要素がこの神話には含まれていることが指摘されているが、それはこの神話の原伝承を担っていた伝承集団が、誰であったかということと深い関係があることから、宮廷神話としての海幸山幸神話の構成や原伝承、それを所有していた伝承集団について考察する。第三章では、ウカヤフキアヘズについて論じる。ここには五つの異伝が残されており、大きく二種類の神名由来譚が存在する。一つは海辺の波限で鵜の羽を屋根として葺いて産屋を造ったが、葺き終わらないうちに生まれたのでその名が付いたという神名由来譚と、一つは「草」や「眞床覆衾及び草」で児をつつんで海辺に棄てたという神名由来譚である。ここでは草などにつつまれて棄てられたことによる神名由来を考え、ウカヤフキア

へズの神名がどのような意味か、この神名を記した宮廷の編纂意図とは何かを考察する。

論文審査の結果の要旨

本論文は『古事記』『日本書紀』の神代巻に見える神名と神名をめぐる伝承、地名と地名をめぐる伝承などを中心に、編纂者による原伝承からの伝承の取捨選択と宮廷における編纂の意図を論じるものである。第Ⅰ編では『日本書紀』を中心として、日神・月神あるいはヒルコヤスサノヲの神などの神名の分析から、その神格とそれに伴う伝承の成立を、第Ⅱ編では『古事記』『日本書紀』の黄泉国や根国あるいは妣の国などの異界の意義を、第Ⅲ編では『古事記』と『日本書紀』の比較を通して、コノハナサクヤビメや海幸・山幸などの伝承の形成を論じるものである。以下に、いくつかの論を中心に、本論文の特質と課題について触れた

い。

神代卷の研究は、江戸時代以来『古事記』の上巻を中心に論じられて来た歴史がある。そこには本居宣長による『古事記伝』の影響があり、『日本書紀』の神代卷が扱われることは少なかったといえる。そのような中で本論文においては、『古事記』を一方に置きながら、『日本書紀』の神代卷を中心として扱い、そこに見える日神・月神・ヒルコなどの神々を研究の対象とする。この態度は漢文体にしる混淆文にしる、『古事記』も『日本書紀』も重要な古代日本の文字文献であることを尊重することにある。そうしたことから、『古事記』の構造が一系列の神話であるのに対し、『日本書紀』には多くの一書があり、このような異伝からは天皇神話以外の性格が窺われることに注目するのである。そこには編纂意図が見られること、それは編纂者が資料をどのように参考としたかに関わるものがあり、『日本書紀』独自の史観がそこにあるのではないかとする。そこに本論文が『日本書紀』の神代卷から始める立場があり、本論文を特色づけるものといえ

る。その具体的論として「日神」について見ると、『日本書紀』第五段の日神の誕生神話が、本書と一書の分析から見るとオホヒルメの尊の伝承は天照大神に近い伝承であることを明らかにする。ヒルメは日神系とは限らないから、別の視点を考えるべきだというのは、一つの見識として評価できよう。また、第五段の本書は複合的であり、それは別名の記載に現れていることが推測され、日神は自然神としての日神と人格神としての日神があり、高皇産靈尊とは共に登場することはなく、『日本書紀』の編纂段階において皇祖神、太陽神、最高神として天照大神を位置付けようとする宮廷の意図があったと結論するのも、一書の意味を重んじる態度として評価できる。以下の月神やヒルコなどの問題も、それぞれの段の持つ性格を分析して、それらも宮廷神話として整えられたことを明らかにすることも評価できる。

「異界の位相」についての論では、黄泉や根の国などを対象とし、『古事記』と『日本書紀』を比較することでその生成を論じる。たとえば「黄泉比良坂」の

「黄泉」は「四方」と同義であるが分化することで漢語の黄泉が用いられ、そこに中国的なイメージが付加されたとする。黄泉と表記されたことにより漢字と訓との関係を生じさせ、さらに訓の根拠を求めべき問題が生じることとなる。ヨミの和語は表記により特殊仮名遣いの問題が生じて解釈が別れることになるが、本論では益田勝実説を受けて、黄泉が中つ国から見れば周縁に属し、四方に別世界としての黄泉国が存在したのだと見る。その四方も、次第に王権の統治に関わる語としても使用されたのだという。もちろんヨミの語を合理的に説明するのは、なお困難な問題を残している。ヨモツヘグヒやヨモツシコメのヨモがヨミの古い形であり未分化なのだというのは、ヨミ（黄泉）とヨモ（四方）の未分化を指すのか音韻交代なのかは、さらに検討の余地があるように思われる。四方が天皇の支配範囲として設定されるならば、そこに黄泉の世界が受け入れられる可能性はどのようなものであったのかに疑問が残る。黄泉が水平の世界か地下かは別としても、混沌の場所としての黄泉が、どのような方法を通して王権の地へと変容さ

せられたのかは、具体的説明が求められるように思われる。

「日向神話の神名と形成」は『古事記』と『日本書紀』を通して編纂意図を明らかにする試みの論である。たとえば「ウカヤフキアヘズ」の神話については、『古事記』と『日本書紀』第十段の本書、第一の一書、第三の一書、第四の一書に見られ、この神話は大別して二種類の神名由来譚が見られ、前者は屋根を葺く前に生まれたことからの名であるが、後者の本書は草に児を包んで捨てたことによる名、第四の一書は真床覆衾と草で包んで捨てたことによる名であるなどの伝承があり、それらの伝承の中から「草」型の神名由来譚が認められ、また「産屋」型の神名由来譚が認められ、これは「草」型の神名から創作されたものとする。『古事記』と『日本書紀』本書および一書の分析を通し、この二系列の伝承の型を取り出したのは評価されて良い。その上でこの神話伝承は海と地上を隔絶する草型の神名由来譚に結びついたもので、そこには宮廷の産育に関わる習俗が存在し、この神名を取り入れ、宮廷神話としての意義を持ったとするのは、そこに宮

廷の意図を読み取ろうとすることでもある。難しい問題への挑戦であるが、『古事記』のみではなく『日本書紀』の幾種類もの一書の細かい分析を通して結論づけられているものであり、一つの考えとして評価される。

本論文は、『古事記』や『日本書紀』の編纂の意図に注目することで結論を導こうとするところに一つの特徴がある。解釈が多岐にわたるのが上代文献の特徴であるが、学説を丹念にすくい取り、本文の分析に力を注ぎ、細部の相違にも注目しながら論を展開しているのは、今後の研究における基本的な方法論を確立しているといえる。個々の素材についていえば、まだ残された課題は多いが、今後の研究継続と成果を十分に期待できる。よって本論文の提出者である橋本利光は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成二十三年二月十八日

主查 國學院大學教授

辰巳正明 印

副查 國學院大學大学院客員教授

近藤信義 印

副查 國學院大學助教

谷口雅博 印

橋本利光 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試問を行った結果、博士(文学)の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十二年十二月二十一日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	辰巳正明	印
副査	國學院大學大学院客員教授	近藤信義	印
副査	國學院大學助教	谷口雅博	印